

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第 20 回]

令和 4 年 3 月 28 日(月) 午後 7 時 00 分

松川町役場 2 階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ J R 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

(1) 車両モニタリング調査の結果について [P 4]

(2) 発生土運搬に係る安全対策工事の状況について [P 6]

(3) 移動コンテナ局の設置について [P 7]

(4) J R 東海からの説明 [別冊]

- ・ 大鹿村内リニア工事進捗状況について
- ・ 発生土運搬車両の運行状況について
- ・ その他

4. そ の 他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属役職等	備考
(1)	小沼 哲夫	古町区会	
(1)	宮嶋 英雄	上新井区会	
(1)	西元 重人	名子区会	
(1)	原田 貞男	大島区会	
(1)	矢澤 登	上片桐区会	
(1)	北林 昇	福与区会	
(1)	唐澤 功	部奈区会	副委員長
(1)	下澤 洋貞	生東区会	
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	川瀬八十治	松川町議会 推薦	
(2)	黒澤 哲郎	松川町議会 推薦	委員長
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	松川町環境審議会委員
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
(4)	熊岡 正志	JA みなみ信州松川支所 経営委員長	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	矢澤 良一	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	北林 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	関 真由美	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
(5)	西尾 明廣	公募委員	
(5)	北原 俊秀	公募委員	
(5)	寺沢 茂春	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○JR東海

中央新幹線長野工事事務所

所 長	杉浦 禎信
担当課長	太田垣宏司
副 長	村中 宏豪
主 任	齋藤 寛泰
主 席	工藤 優翔
大鹿分室長	水上 英也

○長野県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

調整課長	折井 克壽
課長補佐	田中 和義

○松川町

町 長	宮下 智博
副町長	岡田 憲輔
・事務局	
リニア対策課長	小沢 雅和
課長補佐	片桐比呂巳
主任	村松 蓮

(1) 車両モニタリング調査の結果について

1. 実施日 令和4年1月26日(水)

2. 調査地点

①上新井交差点 ②東浦交差点 ③的場橋 ④鶴部交差点

3. 調査結果

- ・台数は交差点内に侵入した大型ダンプの台数とする
- ・時間帯は調査地点毎に設定

J R 東海の伊那への運行計画

往路① 8:30~10:30 ②10:30~15:00

復路①10:30~12:30 ②15:00~17:00

①上新井交差点(往復)

時間	台数(内、黄色ゼッケン)
8:30~10:30	154台(16台)
10:30~12:30	100台(10台)
12:30~14:30	107台(2台)
14:30~16:30	92台(14台)
16:30~17:00	27台(2台)

- ・あいさつクラクション1件(ゼッケン無しダンプ)
- ・ゼッケンの前後色違い、後ろゼッケン無しダンプ有り
- ・タイヤ等の汚れは無く車両は全体的にキレイであった
- ・交通量が多いが、渋滞は無し(1回信号を待つ程度)
- ・交差点への進入は徐行運転している
- ・右折時、対向車譲り合い運転をしていた

②東浦交差点(往路)

時間	台数(内、黄色ゼッケン)
8:30~10:30	9台(5台)
10:30~12:30	9台(7台)
12:30~14:30	6台(0台)
14:30~15:30	12台(10台)

- ・交差点進入は徐行運転している
- ・十分な車間が確保されていた

③的場橋（往路）

時間	台数（内、黄色ゼッケン）
8：30～10：30	5台（4台）
10：30～12：30	3台（3台）
12：30～14：30	1台（0台）
14：30～15：30	7台（7台）

- ・徐行運転をしていた
- ・的場橋での譲り合い運転をしていた
- ・安全運転、車間確保も十分であった
- ・タイヤ等の汚れは無く車両は全体的にキレイであった

④鶴部交差点（復路）

時間	台数（内、黄色ゼッケン）
10：00～10：30	15台（0台）
10：30～12：30	24台（5台）
12：30～14：30	27台（7台）
14：30～16：30	28台（2台）
16：30～17：00	12台（3台）

- ・運転マナーも良く、徐行運転していた
- ・鶴部線への左折も安全運転であった
- ・汚れが目立つ車両は無かった
- ・ゼッケンの前後色違い車両があった
- ・2台以上の連行は無かった

《所見》

- 1) 以上のことから運転マナーがよく安全運転であったことから、JR 東海では厳しく指導をしていると思われる。
- 2) ゼッケンの前後色違い等、きちんとチェックして運搬するよう要望しました。またチェック体制を整えるよう要望しました。
- 3) この調査結果を、松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会とリニア中央新幹線発生土運搬安全対策連絡協議会へ報告します。
- 4) 運転マナーが良かったことをJR 東海へ報告し、今後の安全運転へつなげていただくよう要望する。

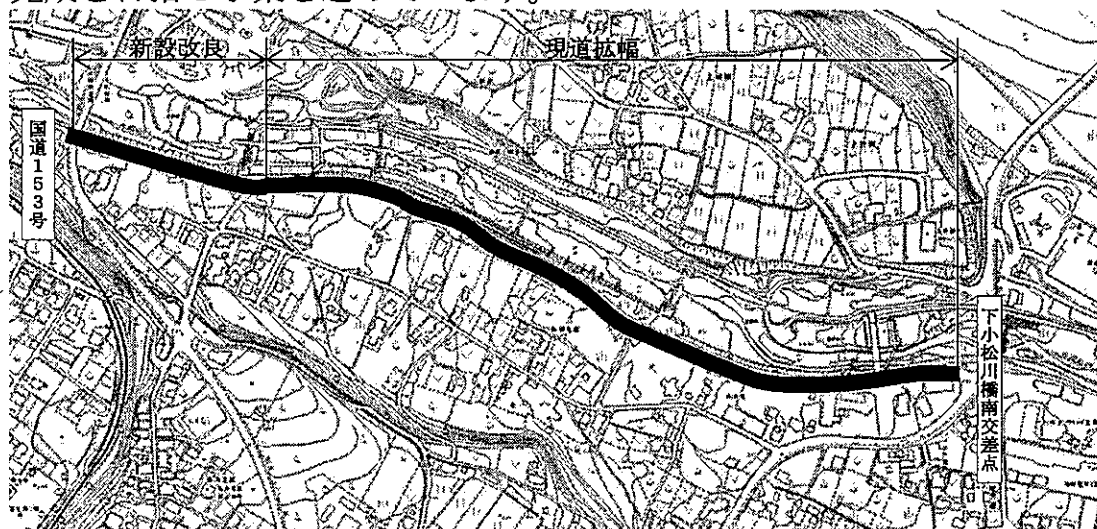
(2) 発生土運搬に係る安全対策工事の状況について

町道洞新線と町道護岸線の改良工事

■町道洞新線 改良工事〔片桐松川右岸：国道153号～下小松川橋南交差点〕

【全線改良】延長：約1,000m 幅員7.0m（2車線）

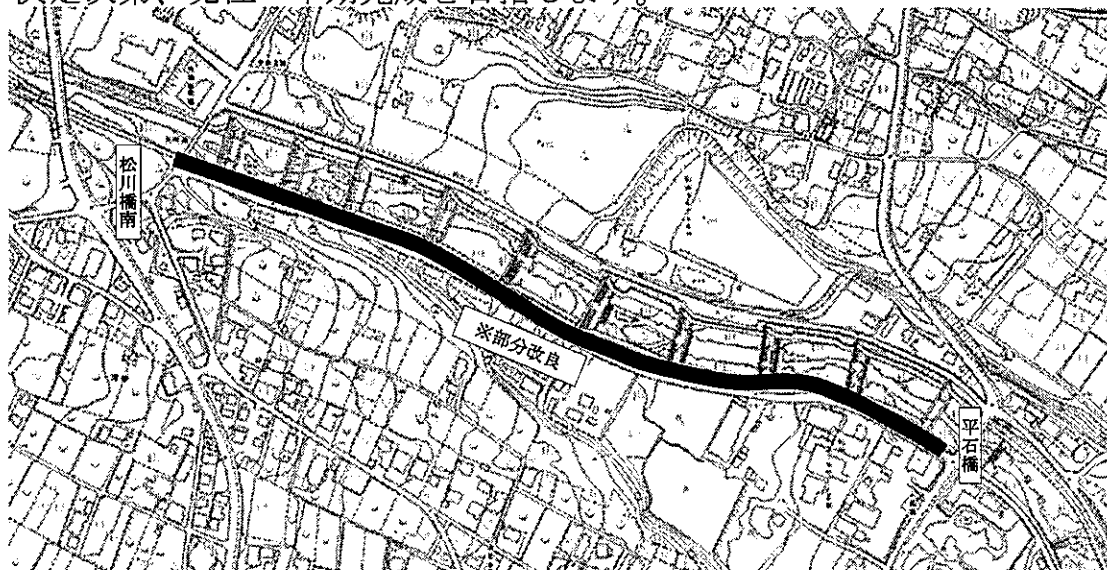
※ 本路線は国土強靱化の計画路線であり慎重に計画を進めて参りました。町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、令和4年上半期の完成を目指し事業を進めています。



■町道護岸線 改良工事〔片桐松川右岸：平石橋南～松川橋南〕

【部分改良】延長：計画中 幅員：7.0m（2車線）

※ 現在、改良箇所は計画中です。決定次第、発注・早期完成を目指します。



(3) 移動コンテナ局の設置について

1. 移動コンテナ局による測定の目的

移動コンテナ局は、県の大気常時監視体制を補完するための測定を実施するほか、地域振興局等の要望により測定が必要な事案について、年間を通じた大気環境の状況の把握し、環境基準の長期的評価による適合状況の評価を行う。

2. 設置場所

松川町農村観光交流センターみらい敷地内

3. 測定期間

令和4年4月 ～ 令和5年3月

4. 測定項目

窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速

5. 測定結果

測定結果は、1か月ごと管轄の保健福祉事務所検査課で処理（データ確認、1時間値、日平均値、月平均値等の統計処理）を行い、管轄地域振興局を通じて測定を要望した機関（市町村等）に送付する。ただし、送付する結果は速報値であり、翌年度当初に行うデータ確定時に、修正されることがある。また、大気汚染等測定結果としてとりまとめ、翌年度に送付する。



松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
 - (2) 町議会議員
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 行政関係機関及び関係団体代表
 - (5) 公募委員
 - (6) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はリニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

